

「移動支援」サービスの利用について

◎サービス内容

障害のある方が、社会生活上外出が必要なとき又は余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があり、宿泊を伴わず1日の範囲で用務を終えることが出来るものに対し、その際の移動の介護を行いません。

◎対象者

- ◆ 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
- ◆ 就学児以上の障害児
- ◆ 身体障害者手帳を所持する視覚障害者
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

◎サービス種類

- ◆ 「移動支援身体介護あり」・・・車椅子を利用している対象者
- ◆ 「移動支援身体介護なし」・・・上記以外の方

◎対象内容

- ◆ 社会生活上外出が必要なとき又は余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があるが、他に介護者がいない場合
- ◆ 宿泊を伴わず1日の範囲で用務を終えることができるもの
- ◆ 視覚障害者の病院の付き添いについては介護給付「通院等介助」にて行いません。ただし、緊急的な受診の場合は移動支援サービスも利用可能です。
- ◆ 学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)、学童クラブ、放課後等デイサービスに通うための利用
- ◆ 通所就労継続支援（A・B型）、就労移行支援、自立訓練（生活・機能）、生活介護のための利用
- ◆ 次の場合は、対象にはできません。
 - ・ 個人の生命（手術の同意書等）、財産（契約書等）、利益に関する判断を伴う代筆、署名等の行為
 - ・ 営利を目的とした行為に係る外出
例：通勤や事業主としての利用等
 - ・ 宗教的活動、政治的活動に係る外出
 - ・ ヘルパーによる訓練・療育・指導を目的とした行為
 - ・ 社会通念上相当ではない目的への利用
例：ギャンブルや風俗等への利用

◎支給量

	基本	社会生活上不可欠な用務としての上乗せ(対象者のみ)	夏期休暇期間（7・8月）について上乗せ
知的障害者 視覚障害者 精神障害者	月32時間	月8時間	月10時間
児童	月16時間		

利用の便宜を図るため、支給量は、7・8・9月、10・11・12月、1・2・3月、4・5・6月の組み合わせによる3か月単位での利用もできます。

- ◆ 行動援護・同行援護支給決定者については、原則併給できないものとします。
- ◆ 「社会生活上不可欠な用務」とは、冠婚葬祭、銀行・役所での手続き、就職活動、保護者会参加等を指します。なお、当上乗せは知的障害者、視覚障害者又は精神障害者で、かつ独居の方を対象とします。
- ◆ 18歳に達したとしても、高校在学中の場合には児童とみなします。
- ◆ 児童（高校生まで）の夏期休暇期間（7月・8月）については、一律月10時間が上乗せされます（変更申請は必要ありません）。

- ◆ 生活サポート事業の「生活支援（見守り）」又は介護給付での「家事援助（見守り）」にて「見守り」サービスの給付されている場合は、上記「◎支給量」表にある時間数から見守りサービス決定時間数を差し引いた時間を、移動支援の支給時間とします。

〈例〉 児童で「見守り」と移動支援を両方希望しており、「見守り」は月6時間必要と考える場合
 →支給時間は ・見守り…月6時間 } 合わせて月16時間と
 ・移動支援…月10時間 } なるようにします。

◎利用者負担金

- ◆ 原則、次項「◎単価・算定基準」表に基づく単価の10%の額を事業所にお支払いいただきます。
- ◆ なお、生活保護世帯および市町村民税非課税世帯については利用者負担なしとなります。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

- ◆ 上限額の設定や、自立支援給付その他の事業における負担金との合算による上限額管理は行ないません。
- ◆ 負担上限月額適用期間の途中で、世帯の構成や所得が変わった場合には、利用者負担割合が変更となる可能性があります。詳しくは、障害福祉課(☎042-438-4033)へお問い合わせ下さい。

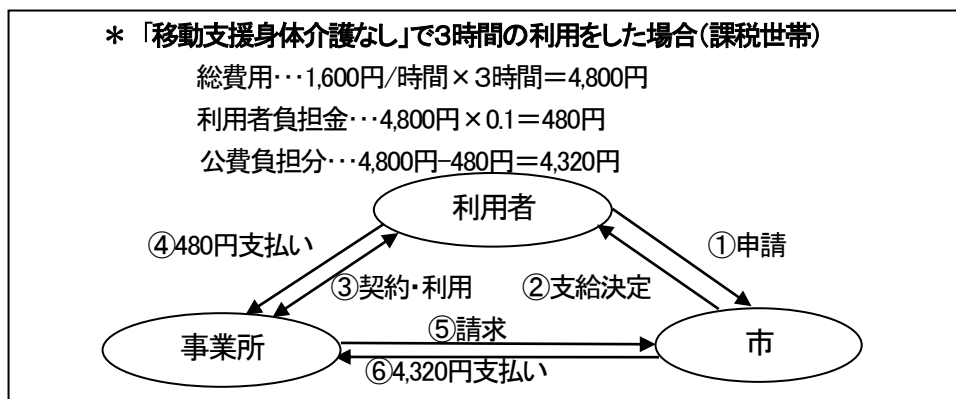
◎単価・算定基準

- ◆ 単価

移動支援	30分	1時間	1.5時間	以後30分
身体介護 なし	800円	1,600円	2,400円	800円加算
身体介護 あり	1,600円	3,200円	4,800円	

- ◆ 算定30分を最小単位とし、15分以上経過で次単価額を算定します。
- ◆ 利用対象時間は原則6時～22時までとし、時間帯加算は設定しません。

<利用例>



◎その他留意事項

- ◆ 支給決定通知、受給者証をもってその証明とします。
- ◆ 居宅での介護に対して支給するものであり、入院中や短期入所中は利用できません。
- ◆ 介護保険制度対象者は、介護保険制度の利用を優先します。
- ◆ 目的地に待機し、その復路について再び移動支援を利用する場合、目的地での待機時間については、移動支援の時間として算定しません。
- ◆ 利用者とサービス提供者が会ってから別れるまでをサービス提供時間とし、その間にかかった交通費などの実費については利用者が負担するものとします。
- ◆ 移動支援の支給期間は、毎年6月末までであり、更新する為には、別途手続きが必要です。
- ◆ 新規・更新の申請がされてない中での利用や支給量を超えた利用分については、原則、利用者が費用を自己負担することとします。